

請願・陳情文書表（12月定例会）

4.12.15

受理番号	件名	受理年月日	要旨	提出者	紹介議員	付託委員会
請願第3号	消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件	4.11.24	<p>(趣旨)</p> <p>特定商取引に関する法律（以下「特商法」）は、訪問販売、通信販売、連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者による不公正な勧誘行為等の取り締まり等を行う法律。これまで同法は、悪質化する被害に対応するため幾度も改正され、前回の2016年改正の際、いわゆる5年後見直しが定められ、本年12月に施行から5年の経過を迎える。</p> <p>全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は、ここ15年ほど高止まりが続いており、そのうち特商法の対象分野の相談は全体の54.7%にのぼる。訪問販売・電話勧誘販売では、消費者が契約を締結しない意思表示をした場合に、事業者が勧誘を行うことを禁止しているが、実効性のある仕組みが整っておらず、判断力が衰える特に認知症の高齢者が被害にあっている。マルチ取引は、マルチ取引であることを隠して先に契約させ組織に誘い込む「後出しマルチ」という悪質な手口もあり、大学生などの若者が多額の借金を抱えさせられるという問題性が非常に高く、成年年齢引下げに伴う被害の増加が心配される。</p> <p>以上により、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、この5年後見直しを機に、下記のような改正がなされるよう地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を示した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。</li> <li>2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。</li> <li>3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。</li> <li>4 以上の項目について、政府等関係機関に対し意見書を提出すること。</li> </ol>	<p>神戸市中央区 橋通1丁目4 番3号</p> <p>兵庫県弁護士会</p> <p>会長 中上幹雄</p>	<p>太田智博 西田 真 義本みどり</p>	<p>文教民生 委員会</p>